

令和3年9月29日
広島市新型コロナウイルス感染症対策本部

**広島県『緊急事態措置』終了後の新型コロナ感染拡大防止集中対策』を踏まえた
本市主催イベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等の方針の変更について**

令和3年9月28日に国において緊急事態措置の終了が決定し、同日に新型コロナウイルス感染症広島県対策本部において『緊急事態措置』終了後の新型コロナ感染拡大防止集中対策』が決定されたことを受け、本市における現行の措置を段階的に緩和することとし、標記方針を令和3年10月1日から下記のとおり変更し、その適用期間を同年10月14日までとする。

記

1 本市主催のイベント等^{*}の開催について

本市主催のイベント等については、中止又は延期とする。ただし、この期間に開催する必要があり、開催日の変更が困難なものについては、「広島県におけるイベントの開催条件について」に従うとともに、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和3年7月8日改訂）」の別紙に掲げる感染防止策を徹底した上で開催する。

なお、市民等が主催するイベント等の開催についても準じた取扱いをお願いする。

※ 広島市の公益的法人等主催のイベント等を含む。

2 本市所管施設の臨時休館等について

本市所管施設は業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底した上で開館する。

ただし、21時以降開館している施設^{*}については、開館時間を21時までに短縮する。

※ 21時以降の使用に係る許可を受けているなどキャンセルが困難な場合は、使用を認める。